

第5編

医療圏の設定と 基準病床数

第1章

医療圏の設定

第1節 設定の趣旨

- 医療には、県民の日常生活に密接に関わる頻度の高いものから、極めて高度・特殊な医療まで様々な段階があります。限られた医療資源を前提に、医療を県民に適正かつ効率的に提供していくためには、医療機能に応じた医療機関の適正な配置を図るとともに、医療機関が機能を分担し相互に連携していくことが必要です。
- 本計画では、医療機能の連携と施策の効果的な推進を図る上での地域単位として、一次、二次、三次の医療圏をそれぞれ設定し、包括的な医療を提供するための体制整備を目指します。
- なお、医療圏の設定は、医療提供体制を考慮していく上での地域単位であって、県民の受療行動や医療の提供者である医療機関の活動等を規制するものではありません。

第2節 医療圏の区分及び設定

1 医療圏の区分と設定

- 地域特性や県民の生活行動圏域等に十分配慮しながら、機能に応じた医療圏を下記のとおり設定します。

【表1】本県における医療圏の区分

区分	機能	単位地域
一次医療圏	住民一人ひとりの健康管理活動、日常的に多発する一般的な疾病への対応等、住民の日常生活に密着した医療が行われる区域	市町村
二次医療圏 (医療法第30条の4第2項第12号の区域)	都市と周辺地域を一体とした広域的な日常社会生活圏で、高度・特殊な医療を除いた入院医療や包括的な医療が行われる区域	10の広域行政圏 (【表2】及び【図1】)
三次医療圏 (医療法第30条の4第2項第13号の区域)	専門性の高い、高度・特殊な医療が行われる区域	県全域

- なお、後述の4のとおり、疾病・事業によっては、上記に定める二次医療圏と異なる圏域を設定するものとします。
- また、三次医療圏については、必要に応じ、4圏域(【表2】及び【図1】)に区分することができるものとします。

○ 二次医療圏及び三次医療圏の概況は以下のとおりです。

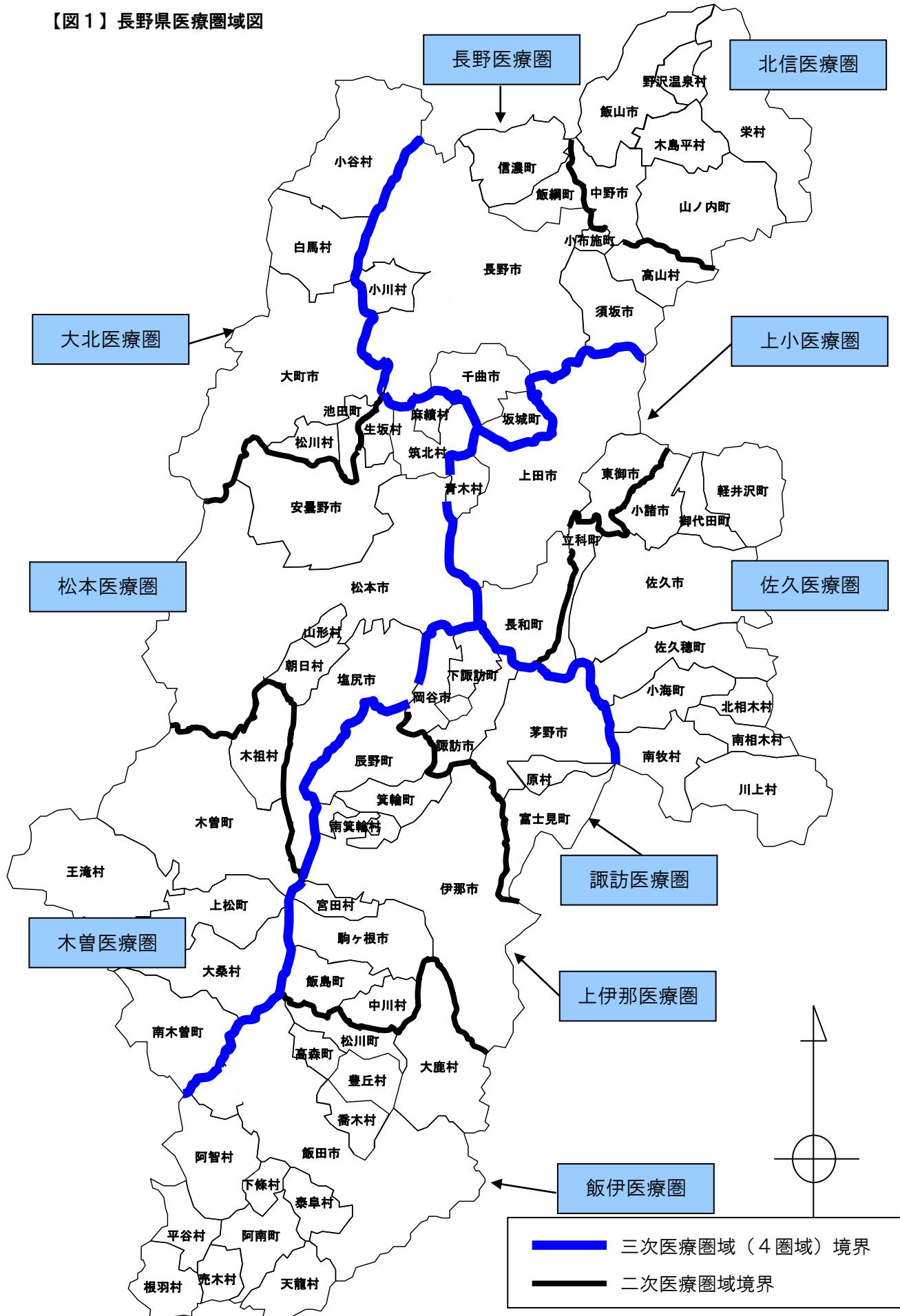
【表2】二次医療圏及び三次医療圏

三次医療圏		二次医療圏					
県 全 域	4圏域	圈 域	区 域	市町 村数	人 口 (人)	面 積 (km ²)	所 管 保健所
	東 信	佐 久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	11	209,016	1,571.18	佐 久
		上 小	上田市、東御市、小県郡	4	197,443	905.37	上 田
	南 信	諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	6	198,475	715.75	諏 訪
		上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	8	184,305	1,348.40	伊 那
		飯 伊	飯田市、下伊那郡	14	162,200	1,928.89	飯 田
	中 信	木 曽	木曽郡	6	28,399	1,546.15	木 曽
		松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	8	427,928	1,868.74	松 本
		大 北	大町市、北安曇郡	5	59,748	1,109.65	大 町
	北 信	長 野	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	9	543,424	1,558.00	長 野 長野市
		北 信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	6	87,866	1,009.45	北 信
県 計				77	2,098,804	13,561.56	

(注) 人口は平成 27 年 10 月 1 日現在

(総務省「国勢調査（人口等基本集計結果）」)

【図1】長野県医療圏域図



2 二次医療圏設定の検討

- 二次医療圏の設定に当たり、厚生労働省の医療計画作成指針（以下「作成指針」という。）において、「人口規模が 20 万人未満の二次医療圏について、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（流入患者割合が 20%未満であり、流出患者割合が 20%以上である場合）、設定の見直しについて検討する」こととされていますが、県内では、上伊那、木曽、大北及び北信の 4 医療圏が該当しています。
- 本県では、県民が身近なところで安全で質の高い医療サービスを享受できる体制を目指して、「5 疾病・5 事業について、二次医療圏内で対応することを基本としつつ、医療の高度化・専門化に圏域で対応できないものについては隣接する医療圏との連携体制を強化する」取組を進めていること、平成 29 年（2017 年）3 月に策定した地域医療構想において、二次医療圏を構想区域として設定したことから、本計画においても従来どおり 10 の二次医療圏を設定しました。

3 医療の需給状況の改善

- 作成指針において、見直しの対象とされた二次医療圏の設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこととされています。
- 本計画では、見直し検討対象となった 4 つの二次医療圏における医療提供体制については、下表の改善策を中心とした取組により、充実・強化していきます。

【表 3】見直し検討対象医療圏における医療の需給状況の改善策

二次医療圏	医療の需給状況の改善策
上伊那	<ul style="list-style-type: none">・ 公立 3 病院を中心とした医療提供体制の更なる機能分化・連携を進め、医療提供体制を充実・強化
木曽	<ul style="list-style-type: none">・ 県立木曽病院の小児・周産期医療、脳卒中、急性心筋梗塞、がん診療機能を強化することなどにより医療提供体制を充実・強化
大 北	<ul style="list-style-type: none">・ 市立大町総合病院と北アルプス医療センターあづみ病院が連携して、小児・周産期医療、脳卒中、急性心筋梗塞、がん診療機能を強化することなどにより医療提供体制を充実・強化
北 信	<ul style="list-style-type: none">・ 北信総合病院のがん診療機能強化などにより医療提供体制を充実・強化

4 疾病・事業ごとの圈域の設定及び二次医療圏相互の連携体制

- 下表のとおり、疾病・事業ごとに圈域の設定や二次医療圏相互の連携体制を定め、隣接する医療圏との連携体制を強化していきます。

【表4】疾病・事業ごとの圈域の設定及び二次医療圏相互の連携体制

区分		救急医療	災害時における医療*	周産期医療	小児医療	在宅医療	がん	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	糖尿病	精神疾患		
											一般	精神科救急	
東信圏域	佐久	○	○	○	○	原則として市町村を単位とし、実情に応じて隣接する市町村が相互に連携	○	○	○	○	◇	◆(土日)(北信)	◇
	上小	○	○	○	○		■ (松本)	○	○	○	◇		
南信圏域	諏訪	○	○	○	○		○	○	○	○	◇	◇	◇
	上伊那	○	○	○	○		○	○	○	○			
	飯伊	○	○	○	○		○	○	○	○			
中信圏域	木曽	○	○	■ (松本)	■ (松本)		■ (松本)	■ (松本)	■ (上伊那・松本)	■ (松本)	◇	◇	◇
	松本	○	○	●	●		●	●	●	●			
	大北	○	○	■ (松本)	■ (松本)		■ (松本)	■ (松本)	■ (松本)	■ (松本)			
北信圏域	長野	○	○	○	○		●	○	○	○	◇	◇(土日)(東信)	◇
	北信	○	○	○	○		■ (長野)	○	○	○			

* 災害の規模によっては、基幹災害拠点病院を中心に全県的に連携

注1) 「救急医療」列から「糖尿病」列までの各欄の凡例

○印：当該二次医療圏内で対応する医療圏

●印：他の二次医療圏と連携し、連携の中心となる医療圏

■印：他の二次医療圏と連携する医療圏

() 内は、主に連携する二次医療圏

注2) 「精神疾患」列の各欄の凡例

◇印：当該圏域内で対応する圏域

◆印：他の圏域と連携する圏域

() 内は、連携の相手方となる圏域

第2章
基準病床数

第1節 基準病床数

1 算定の趣旨

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第14号の規定により、二次医療圏における療養病床及び一般病床、並びに県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床について定めることとされています。
- この基準病床数は、医療圏内の適正な病床配置を促進し、各地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るために設定するもので、既存病床数が基準病床数を上回る場合には、原則として病床の新設又は増加が制限されます。
- なお、既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備が可能な場合でも、人口の減少が進むこと等により、地域医療構想における将来の病床数の必要量推計値が既存病床数を下回ることとなる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく将来の病床数の必要量推計値も勘案し、医療需要の推移や他の二次医療圏との患者の流入出の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行う必要があります。

2 第7次長野県保健医療計画における基準病床数

- 本計画における基準病床数は次のとおりです。

【表1】二次医療圏における療養病床及び一般病床数

医療圏	基準病床数 A	(参考) 既存病床数 B 平成28年10月1日	(参考) B-A	(参考) 平成37年度における病 床数の必要量推計値
佐久	1,952	2,087	135	1,754
上小	1,840	2,040	200	1,764
諏訪	1,713	1,705	△8	1,733
上伊那	1,393	1,321	△72	1,153
飯伊	1,574	1,564	△10	1,338
木曾	241	255	14	138
松本	3,616	3,864	248	3,595
大北	460	484	24	403
長野	4,771	4,808	37	4,420
北信	598	707	109	541
計	18,158	18,835	677	16,839

【表2】県全域における病床

○結核病床、感染症病床

病床種別	基準病床数 A	(参考) 既存病床数 B 平成28年10月1日	(参考) B-A
結核病床	42	74	32
感染症病床	46	46	0

○精神病床（平成32年度末※）

病床種別	基準病床数 A	(参考) 既存病床数 B 平成28年10月1日	(参考) B-A
精神病床	3,947	4,823	876

※ 第5期障害福祉計画の最終年度に合わせて設定

第2節 療養病床の再編成

- 平成29年（2017年）5月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケアシステム強化法）が成立し、従来、平成29年度（2017年度）末で廃止とされていた介護療養病床の廃止期限が6年間延長されるとともに、新たに介護医療院が創設されました。
- 介護医療院等への移行が想定される療養病床数（介護療養病床及び看護職員配置25対1の医療療養病床）は平成28年度（2016年度）の病床機能報告によると約1,700床となっています。
- 介護医療院は介護保険適用の施設であることから、療養病床等からの移行については、医療機関や市町村の要望を踏まえて進めが必要です。

第3節 有床診療所の特例

- 診療所の病床の設置または病床数の変更には知事の許可が必要であり、基準病床数による設置の制限もあるため、在宅医療の提供のために必要な診療所やへき地に設置される診療所等として医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所のみ、届出により病床を設置することが可能とされてきました。
- 平成30年（2018年）4月からは、診療所の病床設置を円滑にするため、次の役割を果たす診療所が療養病床又は一般病床を設ける場合、医療審議会の意見を聴き、知事が認めたときは、医療計画への記載を要さずに、届出で病床を設置できることとされました。
 - (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として次のいずれかの機能を有している診療所

- ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
 - イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
 - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受け入れを行う機能（入院患者の1割以上）
 - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
 - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- (2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

第6編

地域医療構想

第1節 地域医療構想の基本的事項

1 地域医療構想策定の背景

高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする方がますます増加することから、将来を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要な医療・介護サービスを確保していくことが課題となっています。特に、高齢化が進むと、がんなどを原因とする慢性疾患を中心とする医療ニーズの増大が見込まれるため、ニーズに対応した病床の機能分化と連携を推進することにより入院機能の強化を図るとともに、患者の状態に応じて退院後の生活を支える介護施設・在宅医療等の充実を人材の確保も含めて図ることが求められています。

なお、高齢化の進展には地域差があり、地域によっては既に老人人口が減少期に入っているところもあるため、地域の実情に応じて将来の医療・介護の提供体制を一体的に考えていくことが必要です。

2 地域医療構想策定の意義

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域に必要とされる医療の維持・充実を図りつつ、将来の医療需要に応じた医療提供体制の構築に向け、関係者が自主的な取組を進めため、本県では平成29年（2017年）3月に地域医療構想を策定し、第6次保健医療計画に追記しました。

地域医療構想により、医療を受ける側にとっては、地域の医療提供体制が見える化され、自身に最適な受療行動を考えるきっかけとなるとともに、行政や医療提供者による取組により、地域において安心して、安定的に医療を受けられるようになることが期待されます。

また、医療提供者である医療機関にとっては、県が設けた地域医療構想調整会議等において、将来の医療需要の見込みや制度の動向等の情報を共有することにより、地域の医療提供体制を協議し、自主的な取組を進めていくことが期待されます。

3 病床数の必要量の推計値に関する留意点

病床数の必要量の推計については、法令等に定められた推計方法に基づき、レセプトデータ等を活用して行うものです。

国が定めた推計方法は、単に現在の入院患者の状況を将来の推計人口に当てはめるのではなく、比較的医療ニーズの低い患者を病床以外の介護施設等を含む在宅医療等※で対応可能としたり、全国的に大きな地域差がある療養病床の入院受療率について、その地域差を縮小させるなど、一定の仮定等を加えて推計します。

病床数必要量の推計値の意義は、将来の医療提供体制について、医療関係者をはじめ、介護関係者や医療を受ける住民の方々と一緒に考え行動していただくための参考値であり、病床数の削減目標といった性格を持つものではありません。

重要な事は、関係者が将来の姿を見据えつつ、医療機関の自主的な選択により地域の病床機能が收れんされていくというアプローチです。

※ 在宅医療等

居宅のほか特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

第2節 病床数及び在宅医療等の必要量の推計

1 病床数の必要量の推計値が持つ意義

地域医療構想における病床数の必要量の推計値（必要病床数）は、国の法令通知に従って推計しています。これは平成 25 年度（2013 年度）のデータを使った一定の仮定等の下での推計であり、**推計結果は将来の医療提供体制を検討するための参考値であって、将来の病床数の目標値という位置付けではありません。**また、**推計値は平成 37 年度（2025 年度）に必要とされる病床数の推計値であり、医療計画上の病床の適正配置を促進するための基準である基準病床数とは異なるものです。**

なお、推計結果等の取り扱いについては、国から以下の考え方方が示されており、県としてもこの考え方により推計結果を取り扱っていきます。

- ・ 地域医療構想は、都道府県、医療関係者等が、将来の医療需要の変化を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するための、自主的な取組が基本である。
- ・ 医療法改正で都道府県知事の対応の規定を新設したが、不足している医療機能の充足等を求めるものなどであり、稼働している病床を削減させるような権限は存在しない。
- ・ 在宅医療等も含めた地域医療提供体制を全体として検討される中で、需要に応じた適切な医療提供体制、病床数となっていくものである。
- ・ 単純に「我が県は〇〇床削減しなければならない」といった誤った理解とならないようにお願いする。

（平成 27 年 6 月 18 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）

医療需要の推移の見込み

国提供の地域医療構想策定支援ツールを利用して長野県の将来の入院医療需要の変化率を分析すると、

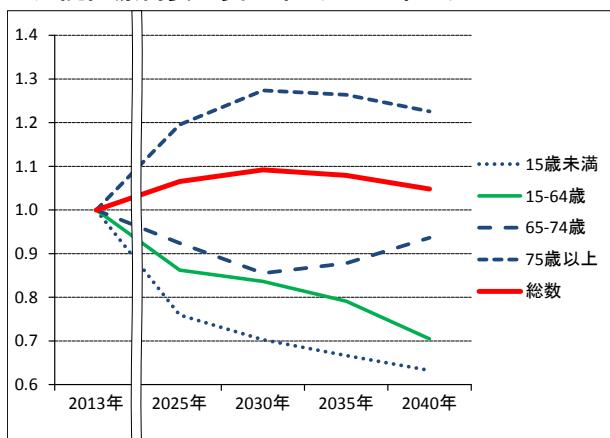
・ 平成 25 年（2013 年）を 1 とした場合、入院患者の総数は、75 歳以上の患者数の増加に連動して平成 42 年（2030 年）頃にピークとなるが、65 歳未満の入院患者数が減少傾向にあることから、増加の幅は平成 25 年の 1 割増程度に留まる。

・ 75 歳以上の入院患者数は平成 42 年頃に平成 25 年の約 1.3 倍まで増加した後、減少局面に入る。

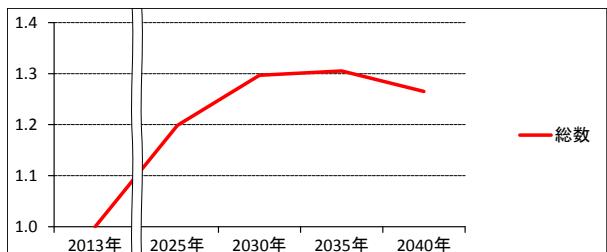
と見込まれます。

また、在宅医療等の医療需要は、平成 25 年を 1 とした場合、平成 42 年から平成 47 年頃に平成 25 年の約 1.3 倍になった後、減少局面に入ると見込まれます。

入院医療需要の変化率（2013 年=1）



在宅医療等需要の変化率（2013 年=1）



（「地域医療構想策定支援ツール」により作成）

2 構想区域の設定

地域医療構想の策定にあたり基本的な単位となる構想区域については、「現行の二次医療圏を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定すること」(医療法施行規則第30条の28の2)とされています。

県では、現行の10の二次医療圏を構想区域として設定し、地域医療構想を推進します。

3 構想区域における将来の医療需要と病床数の必要量の推計

(1) 将来の医療需要及び病床数の必要量の推計手順

国が定めた推計の手順^{※1}は次のとおりです。

I. 性別・年齢階級別の2013年度の入院患者数^{※2}を365で割り、1日当たり入院患者数を算出



II. Iを2013年の性別・年齢階級別の人団で割り、入院受療率を算出（4医療機能^{※3}ごと）



III. IIに2025年の性別・年齢階級別の人団^{※4}をかけ、2025年度の医療需要（人／日）を推計^{※5}



IV. 医療提供の地域間の役割分担等を踏まえ、都道府県間・構想区域間の患者出入りを調整



V. 医療需要（人／日）を、4医療機能ごと全国一律の病床稼働率^{※6}で割り戻し必要病床数を推計

※1：在宅医療等の医療需要は表の手順とは別に、在宅患者訪問診療料を算定している患者数と介護老人保健施設の施設サービス需給者数も用いて推計する。

※2：平成25年度（2013年度）の入院患者数等のデータは、国提供の地域医療構想策定支援ツールに格納されている。

※3：高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの機能

※4：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月出生中位推計）」を用いる。

※5：推計値には、現在の医療機関所在地へ患者出入りが続いたまま将来に移行すると仮定した「医療機関所在地ベース」と、将来、患者住所地の医療圏ですべての医療需要をまかうと仮定した「患者住所地ベース」の2種類の推計がある。

※6：病床稼働率は、高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%とする。（全国一律の設定）

(2) 推計上の仮定

構想区域ごとの将来の医療需要を推計するまでの一定の仮定は次のとおりです。

- ・現在の医療機関所在地に各区域からの患者出入りが続いた状態で将来の人口構造に移行する。（医療機関所在地ベース）
- ・医療の必要度が比較的低い患者は、急性期病床でなく回復期病床等で対応する。（医療資源投入量[※]による区分）
- ・療養病床の入院患者のうち、比較的医療ニーズの低い「医療区分1」の7割の患者は介護施設等を含む在宅医療等で対応可能とする。
- ・療養病床の入院受療率の地域差を一定程度縮小する。
- ・平成26年度（2014年度）以降の構想区域間の患者出入りに影響を与えると考えられる医療機関の取組を反映する。

※医療資源投入量：患者に対して行われた診療行為を1日当たりの診療報酬の出来高点数により換算した量

(3) 平成 37 年度（2025 年度）における病床数の必要量の推計値

先に述べた一定の仮定等を用いて算定すると、平成 37 年度（2025 年度）に必要と見込まれる病床数は県全体で 16,839 床、構想区域ごとの病床数は以下のとおりと推計されます。

- 平成 37 年度（2025 年度）の病床数必要量の推計値は、国が定めた一定の仮定等に基づき算出したものであり、あくまで将来の医療提供体制構築に向けた参考値であって、県による病床数の削減目標といった性格を持つものではありません。
- 現在稼働中の病床を県が削減させるものではありません。

【表 1】平成 37 年度（2025 年度）の構想区域ごとの病床数必要量の推計値

構想区域	医療機能	医療需要 (人／日)	病床数の 必要量推計値 (床)	<参考> H28. 7. 1 の稼働 病床数 (床)
佐 久	高度急性期	145	193	
	急性期	572	733	
	回復期	444	494	
	慢性期	307	334	
	計	1,468	1,754	2,011
上 小	高度急性期	73	98	
	急性期	427	547	
	回復期	627	696	
	慢性期	389	423	
	計	1,516	1,764	1,967
諫 訪	高度急性期	161	215	
	急性期	561	719	
	回復期	459	510	
	慢性期	266	289	
	計	1,447	1,733	1,765
上伊那	高度急性期	89	119	
	急性期	337	432	
	回復期	343	381	
	慢性期	203	221	
	計	972	1,153	1,223
飯 伊	高度急性期	97	129	
	急性期	433	555	
	回復期	374	416	
	慢性期	219	238	
	計	1,123	1,338	1,559
木 曽	高度急性期	11	14	
	急性期	45	58	
	回復期	36	40	
	慢性期	24	26	
	計	116	138	186
松 本	高度急性期	377	503	
	急性期	1,117	1,432	
	回復期	987	1,098	
	慢性期	517	562	
	計	2,998	3,595	3,887
大 北	高度急性期	27	36	
	急性期	154	197	
	回復期	98	108	
	慢性期	57	62	
	計	336	403	427
長 野	高度急性期	407	543	
	急性期	1,275	1,634	
	回復期	1,076	1,196	
	慢性期	964	1,047	
	計	3,722	4,420	4,975
北 信	高度急性期	43	57	
	急性期	190	244	
	回復期	164	182	
	慢性期	53	58	
	計	450	541	699
県計	高度急性期	1,430	1,907	
	急性期	5,111	6,551	
	回復期	4,608	5,121	
	慢性期	2,999	3,260	
	計	14,148	16,839	18,699

(「地域医療構想策定支援ツール」を活用して作成)

(4) 平成 37 年度（2025 年度）以降の将来に向けた病床数の必要量の推計

病床数の必要量の推計にあたり、佐久、上小、飯伊、松本、長野の 5 構想区域から「医療機関所在地ベース」、大北区域から「患者住所地ベース」、諏訪、上伊那、木曽、北信区域から「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期、回復期、慢性期は患者住所地ベース」での推計が望ましいとの意見がありました。

将来に向けて、各構想区域・医療機関が医師の確保や医療提供体制の充実に取り組むことにより、入院医療が地域で完結する「患者住所地ベース」の推計値に近づくことも考えられるため、「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の推計値も併せて示します。

なお、〇ページの医療需要の推移の見込みのとおり、県全体の医療需要は平成 42 年（2030 年）から平成 47 年（2035 年）頃にピークとなり、その後は減少に向かう見込みであること、また、高齢患者の増加に伴い、肺炎、心不全、大腿骨骨折などの増加が見込まれるなど、現在と疾病構造に変化が予想されることにも留意していく必要があります。

【表2】高度急性期：医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期：患者住所地ベース（平成 37 年度）

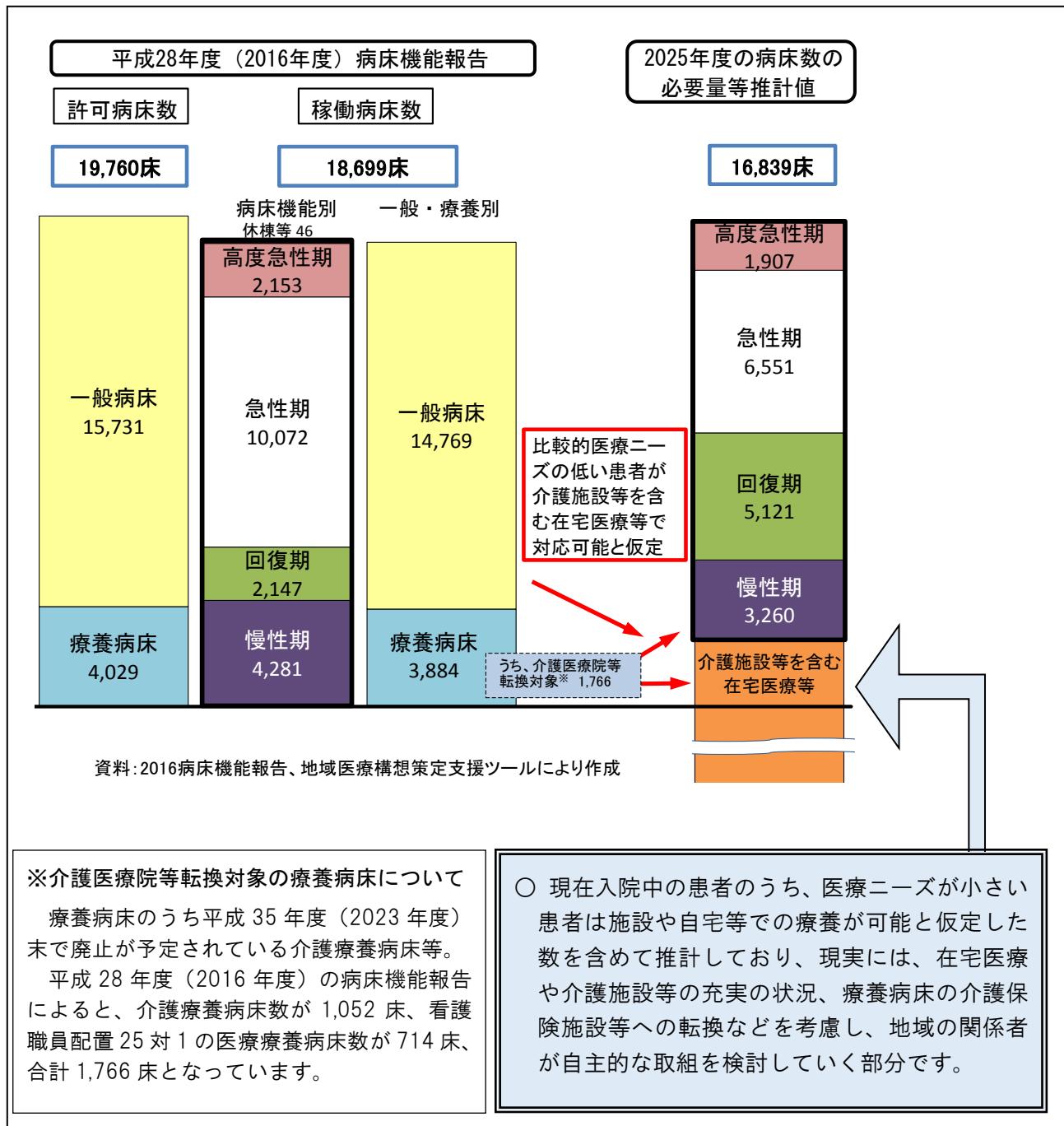
構想区域	医療機能	医療需要 (人／日)	病床数 (床)	構想区域	医療機能	医療需要 (人／日)	病床数 (床)	
佐 久	高度急性期	145	193	木 曽	高度急性期	11	14	
	急性期	519	665		急性期	62	79	
	回復期	429	477		回復期	46	51	
	慢性期	287	312		慢性期	41	45	
	計	1, 380	1, 647		計	160	189	
上 小	高度急性期	73	98	松 本	高度急性期	377	503	
	急性期	480	615		急性期	1, 014	1, 300	
	回復期	565	628		回復期	946	1, 051	
	慢性期	275	299		慢性期	577	627	
	計	1, 393	1, 640		計	2, 914	3, 481	
諏 訪	高度急性期	161	215	大 北	高度急性期	27	36	
	急性期	550	705		急性期	175	224	
	回復期	464	516		回復期	127	141	
	慢性期	318	346		慢性期	67	73	
	計	1, 493	1, 782		計	396	474	
上伊那	高度急性期	89	119	長 野	高度急性期	407	544	
	急性期	405	519		急性期	1, 257	1, 612	
	回復期	405	450		回復期	1, 058	1, 176	
	慢性期	221	240		慢性期	911	990	
	計	1, 120	1, 328		計	3, 633	4, 322	
飯 伊	高度急性期	97	129	北 信	高度急性期	43	57	
	急性期	430	551		急性期	218	279	
	回復期	373	414		回復期	196	218	
	慢性期	219	238		慢性期	83	90	
	計	1, 119	1, 332		計	540	644	
・高度急性期は医療機関所在地ベース（2014年度以降の病院の取組反映後）								
・急性期、回復期、慢性期は患者住所地ベース（都道府県間調整後）								
県計	高度急性期	1, 430	1, 908		急性期	5, 110	6, 549	
	急性期	4, 609	5, 122		回復期	2, 999	3, 260	
	回復期	2, 999	3, 260		慢性期	14, 148	16, 839	
	慢性期	14, 148	16, 839		計	14, 148	16, 839	

（「地域医療構想策定支援ツール」を活用して作成）

(5) 平成 28 年度病床機能報告と平成 37 年度の病床数の必要量推計値との比較

平成 28 年度（2016 年度）の病床機能報告による許可病床数は県全体で 19,760 床となっており、平成 37 年度（2025 年度）の病床数の推計値と比較すると 2,921 床多くなっています。また、平成 28 年度の稼働病床数は 18,699 床となっており、推計値との差は 1,860 床となっています。

【図 1】平成 28 年度（2016 年度）の病床数と平成 37 年度（2025 年度）の病床数必要量推計値との比較



病床機能報告と病床数の必要量推計値との比較について

地域医療構想の推計に用いる区分と、医療機関が毎年県に報告する病床機能報告制度の区分は以下の表のとおり定義が異なっているため、単純に比較することはできません。

病床機能報告制度においては、4つの医療機能は定量的な基準ではなく定性的に区分し、また、病床機能の選択は医療機関の自主的な判断に基づき、複数の機能を担っている病棟でも主な機能を1つ選択して病棟単位で報告することとされています。一方、地域医療構想における機能区分は、法令に基づき定量的な診療報酬点数等をもとに区分されています。

地域医療構想と病床機能報告制度における区分の比較

地域医療構想における区分		病床機能報告における区分	
高度急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源投入量*が3,000点以上 	高度急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源投入量*が600～3,000点 ・医療資源投入量*が175～600点だが、早期リハビリテーション加算を算定し、かつリハビリ分の点数を加えた医療資源投入量が600点以上 	急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源投入量*が175～600点 ・医療資源投入量*が175点未満だが、リハビリ分の点数を加えると175点以上 ・<u>回復期リハビリテーション病棟</u> 	回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ・特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活動作）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期及び在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ分の点数を加えた医療資源投入量*が175点未満 ・<u>障害者施設・特殊疾患病棟</u> ・療養病床 ・介護老人保健施設 ・訪問診療 	慢性期	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能
		在宅医療	—

*入院基本料相当分と一部のリハビリ分の点数を除いた診療報酬点数

下線の入院患者数は、医療資源投入量に関わらず、当該区分に含める。

（「地域医療構想策定ガイドライン」より作成）

(6) 平成 37 年度（2025 年度）における在宅医療等の必要量の推計

在宅医療等の必要量の推計値は表 3 のとおりです。この推計値についても、国が定めた一定の仮定に基づく推計であり、あくまで将来の医療提供体制構築に向けた参考値です。

なお、表 3 に示した①から④の在宅医療等の必要量推計値の構成要素のうち、①から③については、平成 29 年（2017 年）3 月の長野県地域医療構想策定時点では内訳が不明でしたが、第 7 次保健医療計画（平成 30～35 年度）及び第 7 期介護保険事業（支援）計画（平成 30～32 年度）の策定にあたり必要なことから、平成 29 年（2017 年）8 月に国から内訳が示されました。

また、①、②に関しては、通常の人口構造の変動とは別に、病床の機能分化・連携に伴って生じる在宅医療等の追加的な需要（以下「追加的需要」という。）とされています。

【在宅医療等の必要量推計値の構成要素】

- ①一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が 175 点未満の患者数
- ②療養病床の入院患者のうち、医療区分 1 の 7 割の患者数と入院受療率が低い地域との地域差解消分の患者数の合計数
- ③介護老人保健施設入所者数
- ④訪問診療を受けている患者数（老人ホーム等の施設への訪問診療を含む。）

【表 3】平成 37 年度（2025 年度）における在宅医療等の必要量推計値

（単位：人／日）

構想区域	在宅医療等の 必要量	内訳			
		追加的需要		③介護老人保健 施設	④訪問診療分
		①一般病床分	②療養病床分		
佐 久	2,847	149	175	889	1,634
上 小	2,341	169	201	844	1,127
諏 訪	2,535	97	94	879	1,465
上伊那	2,225	76	82	786	1,281
飯 伊	2,115	76	123	756	1,160
木 曽	405	22	22	158	203
松 本	5,016	233	151	1,700	2,932
大 北	812	38	14	283	477
長 野	6,271	344	497	2,291	3,139
北 信	815	57	14	391	353
県計	25,382	1,261	1,373	8,977	13,771

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により推計、①～③は厚労省提供数値）

(7) 第7次保健医療計画（平成30～35年度）及び第7期介護保険事業（支援）計画（平成30～32年度）で考慮が必要な追加的需要の推計

追加的需要のうち、一般病床から生じると推計される需要（表3の①）については、一般病床から退院する患者の多くが、退院後に通院（外来医療）により医療を受ける傾向にあることを踏まえ、外来医療での対応を基本とし、在宅医療の受け皿整備の対象とはしない考え方方が国から示されています。

一方、療養病床から生じる追加的需要（表3の②）については、平成37年（2025年）に向けて病床機能の分化・連携を推進するに当たり、医療と介護それぞれの計画期間内において考慮が必要な見込量を推計し、療養病床から介護保険施設等への転換の場合も含め、**地域における在宅医療や介護サービスの充実など、患者が病床以外でも療養生活を継続できる受け皿の整備を先行して考えていく必要があります。**

推計については、国から示された推計方法のとおり、追加的需要が第7次保健医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の開始年度となる平成30年度（2018年度）から生じ、平成37年度（2025年度）末までの8年間にわたり毎年度同じ量ずつ増加するものと仮定して、地域医療構想における平成37年度（2025年度）の推計値から次のとおり比例的に推計します。

【表4】 追加的需要（療養病床分）の推計値

（単位：人／日）

構想区域	追加的需要（療養病床分）		
	平成37年度 (2025年度) A（表3の②）	平成35年度 (2023年度) A × 6/8	平成32年度 (2020年度) A × 3/8
佐久	175	132	65
上小	201	151	75
諏訪	93	70	35
上伊那	82	61	31
飯伊	123	92	47
木曾	22	17	8
松本	151	113	57
大北	14	11	5
長野	497	371	188
北信	14	11	5
県計	1,373	1,029	516

(8) 療養病床から生じる追加的需要に対する対応

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、介護療養病床の廃止の期限が平成35年度（2023年度）末とされ、新たな介護保険施設のサービス類型として介護医療院が創設されたことから、療養病床から生じる追加的需要への対応については、まずは療養病床から介護医療院等の介護保険施設への移行を念頭に考えます。

その上で、追加的需要のうち療養病床から介護保険施設への移行見込みを超える部分については、在宅医療と介護サービスのどちらで対応するかを明確にしていく必要があります。

県では、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年 9 月 12 日告示、平成 28 年 12 月 26 日一部改正）に基づき、構想区域（二次医療圏）ごとに県及び都市医師会、介護保険者（市町村）などによる、医療と介護の体制整備に係る協議の場を設置し、療養病床を有する病院・診療所に対して実施した介護保険施設等への転換意向調査結果などを基に検討を行い、第 7 次保健医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画の間で在宅医療の整備目標や介護サービス見込量の整合性の確保を図っています。

療養病床を有する病院・診療所の介護保険施設等への転換意向調査結果の概要

調査時期：平成 29 年 8 月～9 月

調査対象：療養病床を有する病院 58、有床診療所 7

調査結果：11 病院、1 診療所から転換等の意向がある旨の回答あり

(単位：床)

医療圏	現行の療養病床				転換意向					
	計	医療	介護	非稼働等	廃止		転換予定		未定等	
					医療	介護	医療	介護	医療	介護
佐 久	456	258	134	64					258	134
上 小	866	556	156	154			4	6	552	150
諏 訪	298	215	14	69					215	14
上伊那	304	188	114	2		14			188	100
飯 伊	489	257	224	8					257	224
木 曽	48	24	24	0					24	24
松 本	521	352	159	10		20			352	139
大 北	72	64	6	2					64	6
長 野	1,061	819	215	27					819	215
北 信	99	74	17	8					74	17
県計	4,214	2,807	1,063	344	0	34	4	6	2,803	1,023

※現行の療養病床：直近（H29.8）の許可病床数。転換意向調査では、非稼働病床や医療療養病床のみの有床診療所は調査対象外としているので、転換意向の合計数と一致しない

転換：療養病床から介護保険施設へ転換するもの。25 対 1 の療養病棟入院基本料から 20 対 1 の療養病棟入院基本料へ変更するものなどは転換に含めていない

未定等：現時点では転換の意向が未確定な介護療養病床や転換を行わない医療療養病床

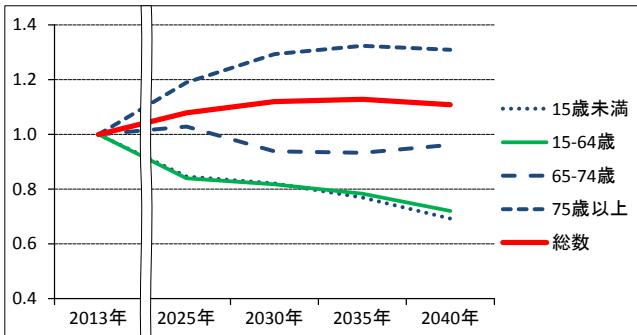
(医療推進課・介護支援課調査)

第3節 構想区域ごとの概況

佐久構想区域

小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町（11市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

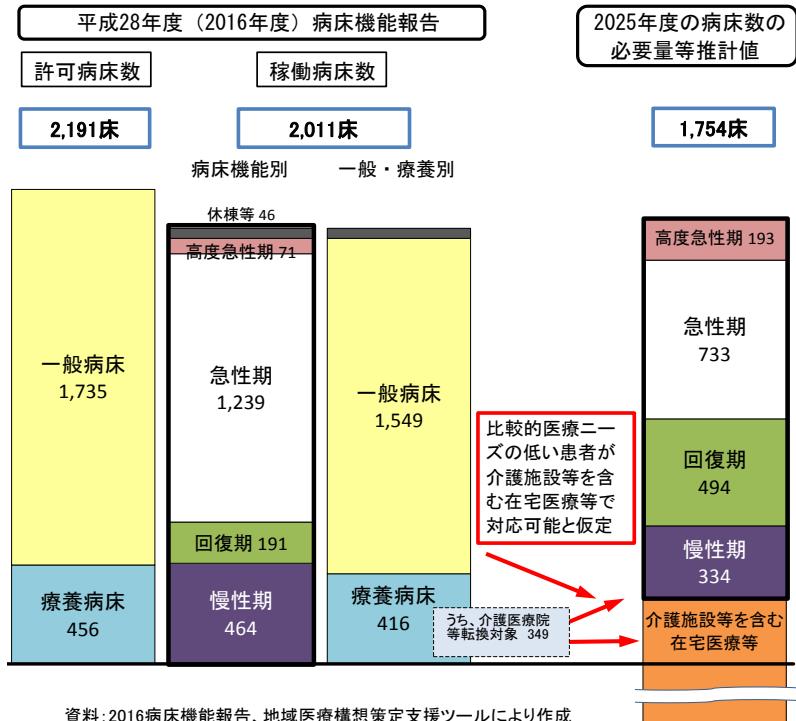


- 佐久区域の全体の入院患者数は平成47年（2035年）頃にピークとなる見込みですが、増加は2013年から1割強程度に留まる見込みです。
- 65歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- 75歳以上の入院患者数は平成47年（2035年）頃にピークとなる見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は1,754床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は1,647床です。（○ページ参照）



<病床機能報告による現状>

- 平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床1,735床、療養病床456床、合計2,191床です。
- 許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて2,011床です。
- 療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が349床あります。

医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- がんの入院や外来、脳卒中の急性期リハビリ、糖尿病の外来、二次救急医療などの分野で上小区域からの患者の流入がありますが、これは長年かけて上小区域との機能分化・連携体制を進めてきた結果です。

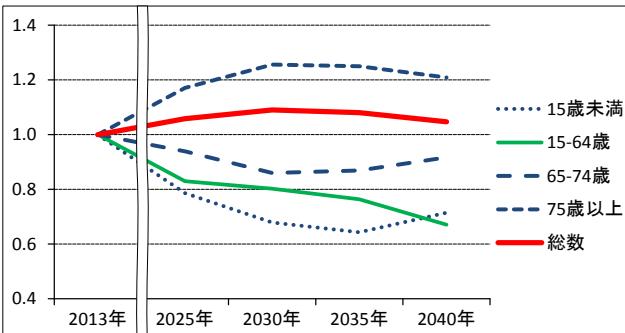
（課題）

- 回復期リハビリテーション患者の25%程度が上小区域に流出しており、区域内で回復期機能が不足しています。
- 今後、在宅医療のニーズがかなり増加することが見込まれますが、診療所に従事する医師の高齢化等により訪問診療を行う医師の確保が大きな課題となっており、医療、介護の関係機関、関係者との連携強化を図る必要があります。

上小構想区域

上田市、東御市、長和町、青木村（4市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）



- 上小区域の全体の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割程度に留まる見込みです。
- 75歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- 75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

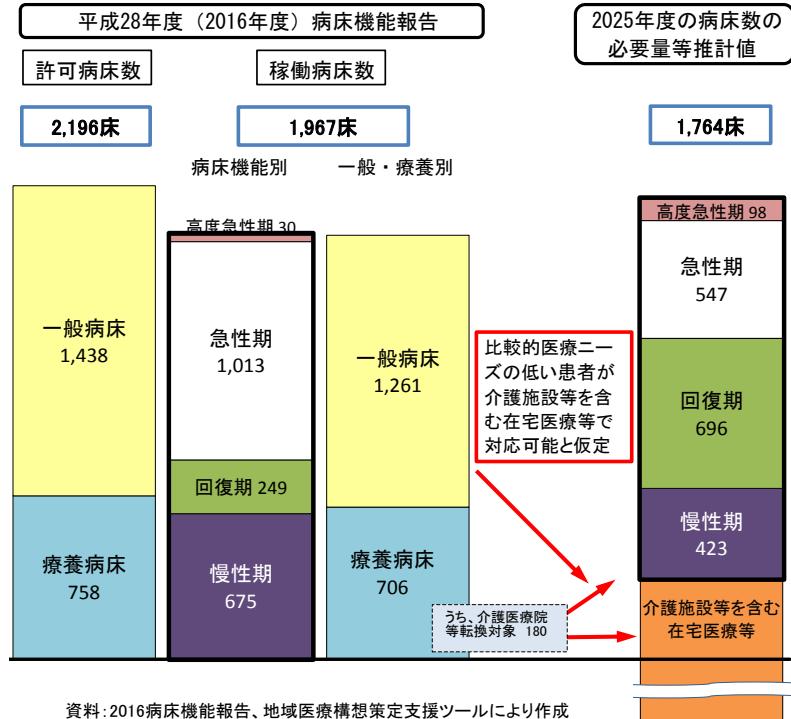
（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は1,764床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は1,640床です。（○ページ参照）

＜病床機能報告による現状＞

- 平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床1,438床、療養病床758床、合計2,196床です。
- 許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて1,967床です。
- 療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が180床あります。



資料：2016病床機能報告、地域医療構想策定支援ツールにより作成

医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 平成25年度（2013年度）現在、がん患者の約半数が佐久・松本・長野区域に流出していますが、信州上田医療センターが平成28年（2016年）4月に地域がん診療病院に指定されたことから流出の減少が見込まれます。
- 東信地区の救命救急センターが佐久区域にあることから、高度急性期の患者の一部は今後とも佐久区域へ流出する見込みです。

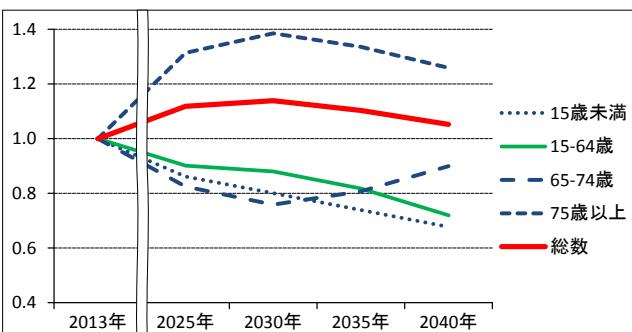
（課題）

- 高度急性期・急性期の一部を隣接する区域が担う一方、佐久、松本、長野区域等の回復期、慢性期の一部を上小区域が担うという機能分担が図られており、回復期・慢性期の病床については、今後とも一定の病床数を確保していく必要があります。
- 人口10万人当たりの医療従事者数は、医師が154.8人と10区域の中で少ない方から3番目、看護師が811.2人と少ない方から2番目となっており、医療従事者の確保が課題となっています。

諏訪構想区域

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（6市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）



- 諏訪区域の全体の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割強程度に留まる見込みです。
- 75歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- 75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

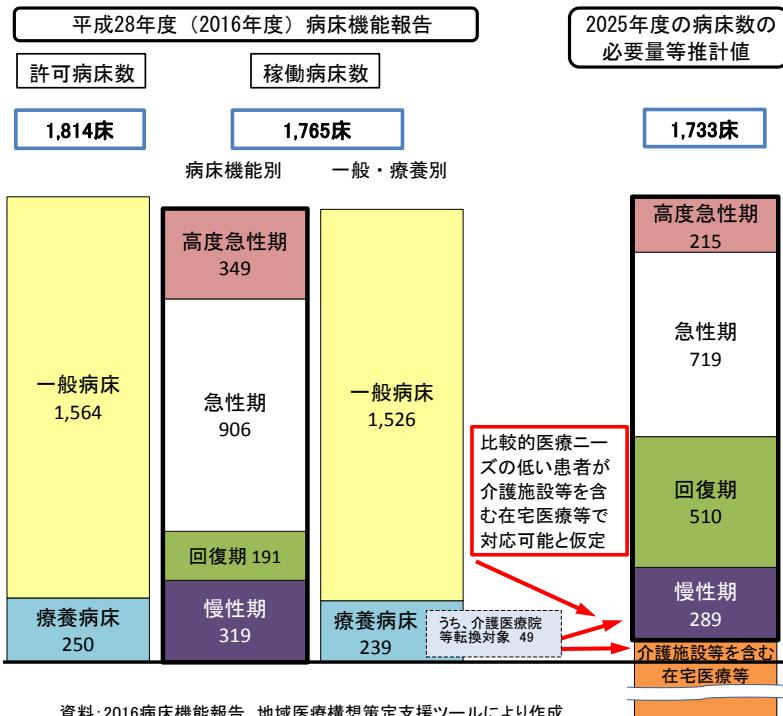
（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は1,733床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は1,782床です。（○ページ参照）

＜病床機能報告による現状＞

- 平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床1,564床、療養病床250床、合計1,814床です。
- 許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて1,765床です。
- 療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が49床あります。



医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 概ね市町村ごとに基幹病院があり、それぞれに機能の幅を持った診療をしています。また、救急搬送も短時間でできているなど、充実した構想区域です。

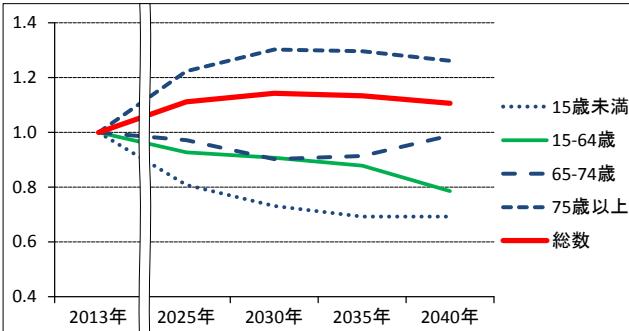
（課題）

- 今後、高齢者の増加が見込まれる中、回復期や慢性期の病床の不足が見込まれるため、病床維持の方策を探りつつ、必要に応じ高度急性期や急性期からの転換を検討していく必要があります。
- 医師の高齢化等により在宅医療を担う診療所が減少し、医師の負担がさらに増していく悪循環となっており、担い手となる医師を確保するための施策が必要となっています。また、退院時の病院側の情報提供の向上など、病院医師の意識改革等による病診連携の強化や訪問看護の充実が必要です。

上伊那構想区域

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村（8市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

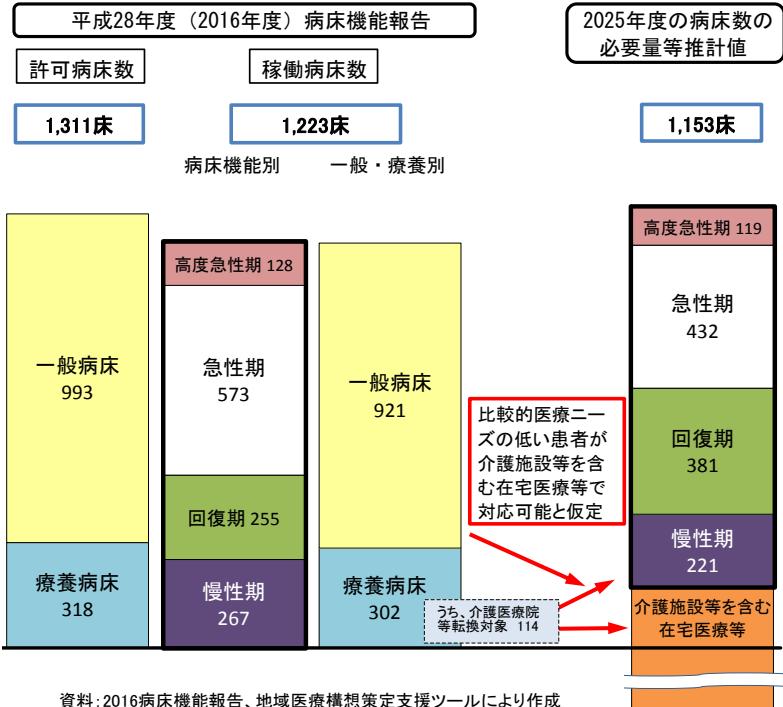


- 上伊那区域の全体の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割強程度に留まる見込みです。
- 75歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- 75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は1,153床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は1,328床です。（○ページ参照）



<病床機能報告による現状>

- 平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床993床、療養病床318床、合計1,311床です。
- 許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて1,223床です。
- 療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が114床あります。

医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 平成21年度から25年度にかけて実施された地域医療再生事業により医療提供体制の充実が図られ、機能分化・連携が進んでいる区域です。南北に長い地理的条件の中で、一部住民からアクセスしやすい松本、諏訪区域や飯伊区域へ患者の流出が一定程度存在するのが現状です。

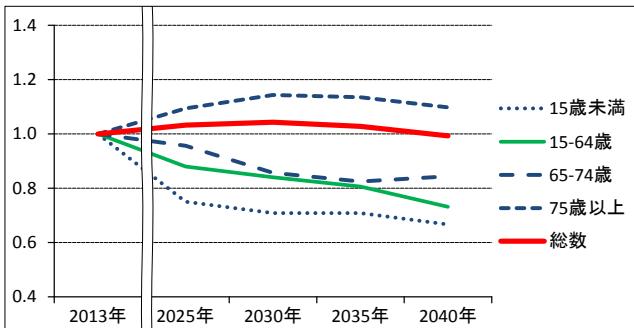
（課題）

- 人口10万人当たりの病床数が県内で最も少なく、人口10万人当たりの医療従事者数は、医師が136.4人と10区域の中で少ない方から2番目、看護師が784.1人と県内で最少となっており、医療従事者の確保が課題となっています。
- 開業医の高齢化などで往診、訪問診療などの負担が大きくなっている中、在宅医療・介護をいかに充実していくかが課題となっており、住まいをベースとして在宅医療や介護を継続して提供できる体制を整え、地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要があります。

飯伊構想区域

飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（14市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

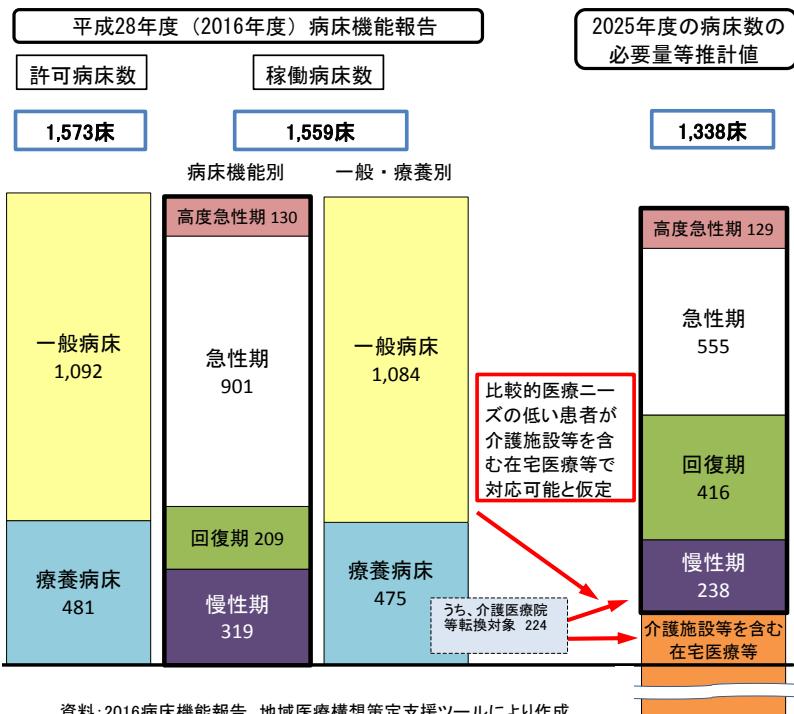


- ・飯伊区域の全体の入院患者数は平成47年（2035年）頃まで横ばいで推移する見込みです。
- ・75歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- ・75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- ・平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は1,338床です。
- ・「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は1,332床です。（○ページ参照）



<病床機能報告による現状>

- ・平成28年（2016年）7年1日現在の許可病床数は一般病床1,092床、療養病床481床、合計1,573床です。
- ・許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて1,559床です。
- ・療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が224床あります。

医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 患者の流入出が少なく、自己完結型が特徴の構想区域となっています。各医療機関のこれまでの努力により、効率的で質の高い医療が提供されています。

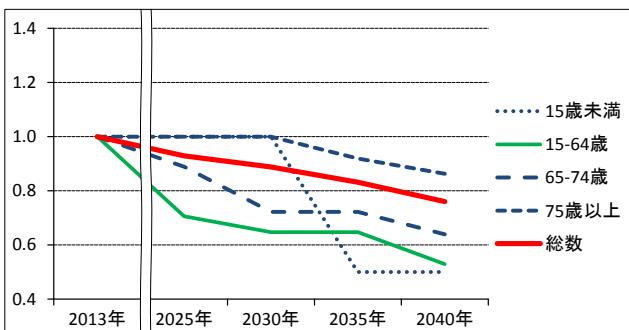
（課題）

- 回復期機能の不足が見込まれるため、必要に応じて機能転換を進める必要があります。
- 開業医が高齢化しており、交代で行う救急医療の休日夜間急患診療所の運営が厳しい状況にあり、今後、在宅での末期患者や看取り患者が増えた場合は、開業医の負担が増えることも考えられます。
- 構想区域の面積が広大であることから、通院への患者負担の軽減や、限られた医療資源を有効活用するため、ICTを活用した患者情報の共有、医療機関同士の連携や医療と介護の連携促進のためのネットワーク化の促進等を図る必要があります。

木曽構想区域

木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村（6町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

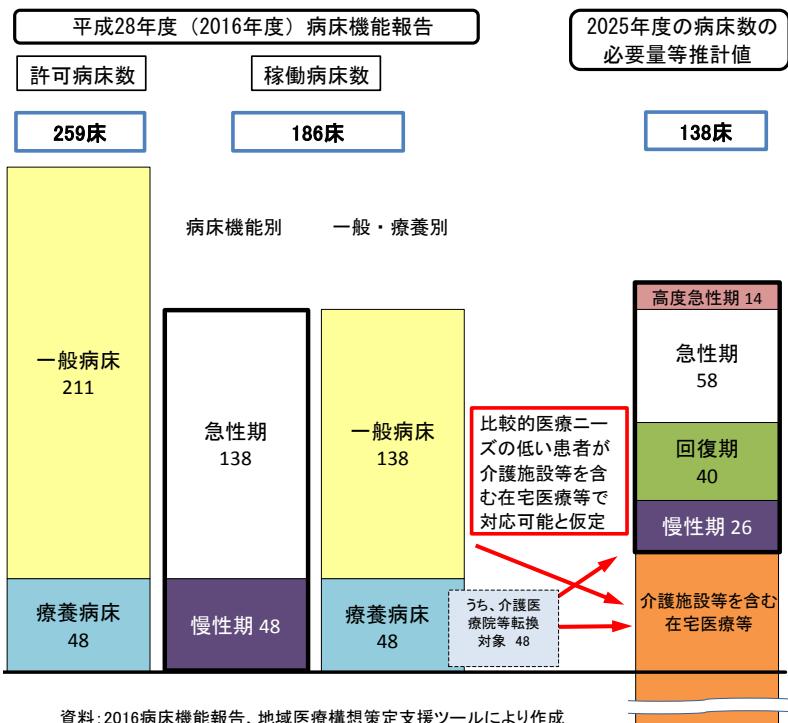


- 木曽区域の全体の入院患者数は減少していく見込みです。
- 75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃まで横ばいで推移した後、減少していくことが見込まれます。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は138床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は189床です。（○ページ参照）



<病床機能報告による現状>

- 平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床211床、療養病床48床、合計259床です。
- 許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて186床です。
- 療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が48床あります。

医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 入院医療機関は県立木曽病院のみであり、急性期機能から慢性期機能までを担っています。
- 隣接する岐阜県中津川市が国保坂下病院及び中津川市民病院の機能再編を進めており、将来的な木曽区域の患者流入出の動向に影響を与える可能性があります。

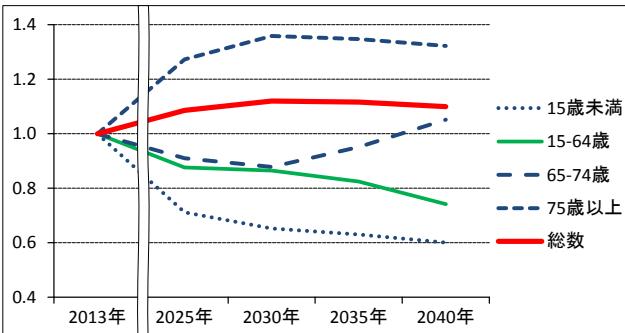
（課題）

- 地域住民や移住者、旅行者等が、安心して暮らし、訪れることができるよう、救急医療、災害医療、感染症対策、べき地医療等の政策的医療について、引き続き県立木曽病院が拠点病院としての役割を果たすことが求められます。それに伴い、医療機能やアクセスの確保が必要です。
- 人口当たりの医療施設従事医師数及び看護職員数は、共に10医療圏の中で最少であり、医療従事者の確保が大きな課題です。また、開業医師の高齢化等により、診療所を含めて地域医療提供体制を存続させていくための検討を行う必要があります。
- 採算性の低い山間地等の訪問サービスを担う介護事業所の休止、閉鎖が続いていること、介護サービス提供事業者及び介護従事者の確保、育成も重要な課題となっています。

松本構想区域

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村（8市村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）



- ・松本区域の全体の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割強程度に留まる見込みです。
- ・65～74歳の入院患者数は減少傾向のあと、平成42年（2030年）頃から再び上昇する見込みです。
- ・75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

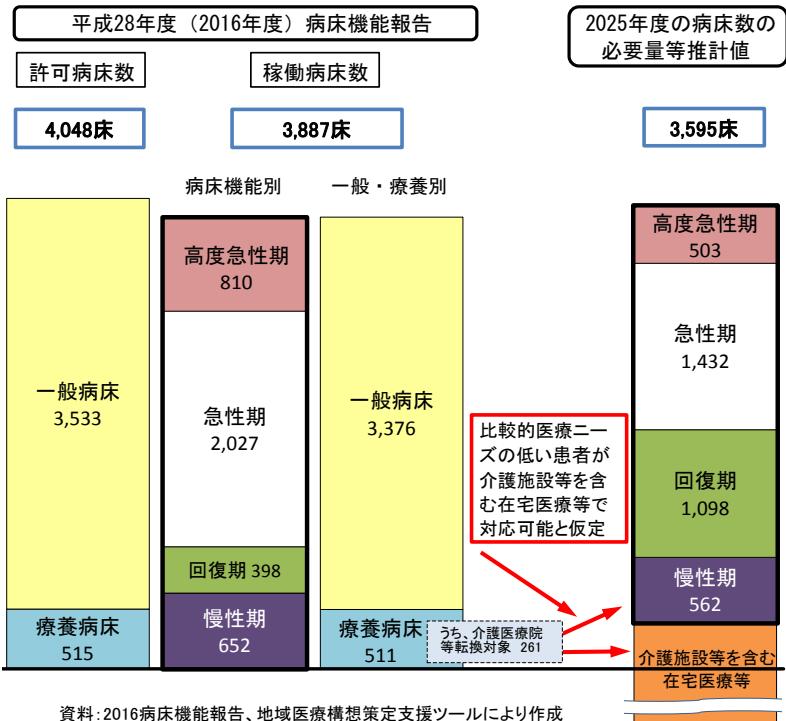
（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- ・平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は3,595床です。
- ・「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は3,481床です。（○ページ参照）

＜病床機能報告による現状＞

- ・平成28年（2016年）7月1日現在の許可病床数は一般病床3,533床、療養病床515床、合計4,048床です。
- ・許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて3,887床です。
- ・療養病床のうち、平成35年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が261床あります。



医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 全県を対象とした医療機関が複数あり、一般診療だけでなく、医療従事者の養成・育成、研究、高度先進医療の提供等の多くを担っている区域です。
- 医療連携のもと、高度急性期、急性期、回復期の患者が他区域から多く流入しており、回復期と慢性期の患者が、上小区域へと流出しています。

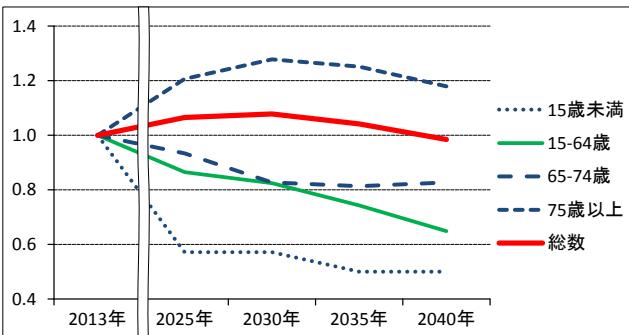
（課題）

- 在宅医療体制、高齢者向けの施設整備について、関係者が努力しているもののまだ不十分です。
- 全県のハイリスク分娩の多くが松本区域へ搬送される中、分娩を扱う医療機関が減少しており、周産期医療体制の維持が課題となっています。
- 全県の医療の確保と、医療の質を向上させるため、区域内・外に捉われず疾患ごとに診療ネットワークの整備をさらに進める必要があります。

大北構想区域

大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村（5市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

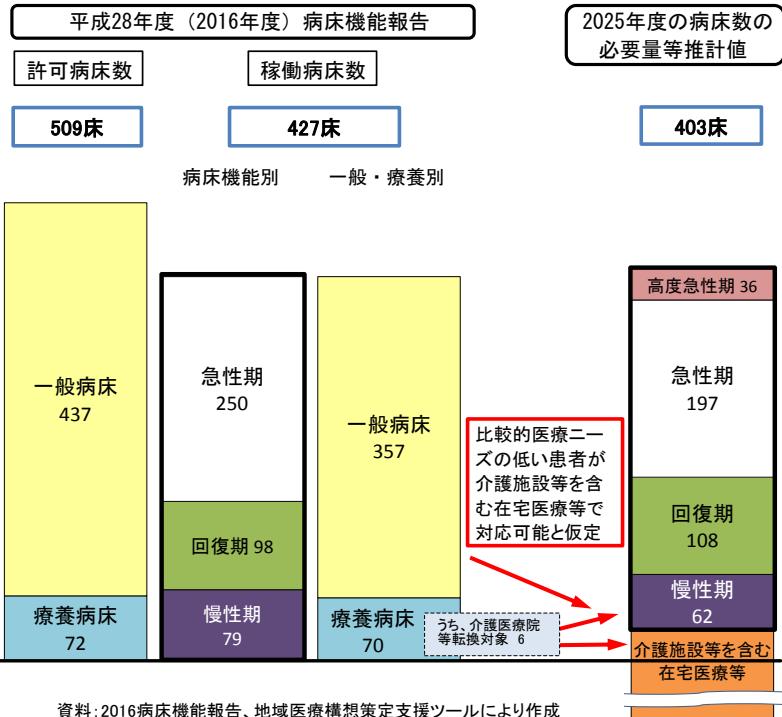


- ・大北区域の全体の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割弱程度に留まる見込みです。
- ・75歳未満の入院患者数は減少傾向にあります。
- ・75歳以上の入院患者数は平成42年（2030年）頃にピークとなる見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- ・平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は403床です。
- ・「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は474床です。（○ページ参照）



医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 人口10万人当たりの医師数は、187.5人で県平均の216.8人を下回っています。また、医師の高齢化も進んでいる状況です。

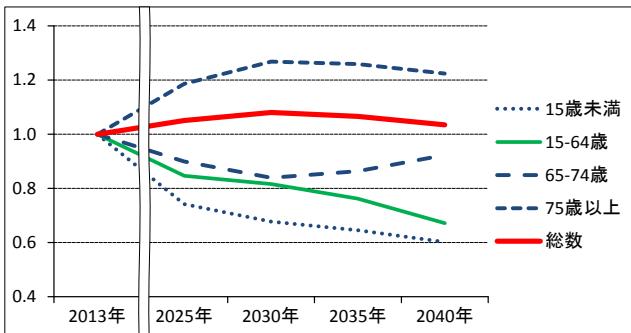
（課題）

- 医師の確保が急務であり、特に、地域で子どもを安心して産み育てられる環境を維持していくため、産科、小児科診療の充実を図ることが必要です。
- がん診療機能の不足から、がん患者の多くが松本区域に流出しているため、地域におけるがん診療機能の充実を図ることが必要です。
- 大町市以北の2村は特別豪雪地帯であり、冬期間の移動は時間を要することから、二次救急医療が地域内で完結できる救急医療の充実が急務です。
- 地域や居宅に戻る患者をケアするため、介護人材の確保とともに、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等の介護基盤を整備することが必要です。

長野構想区域

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村（9市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

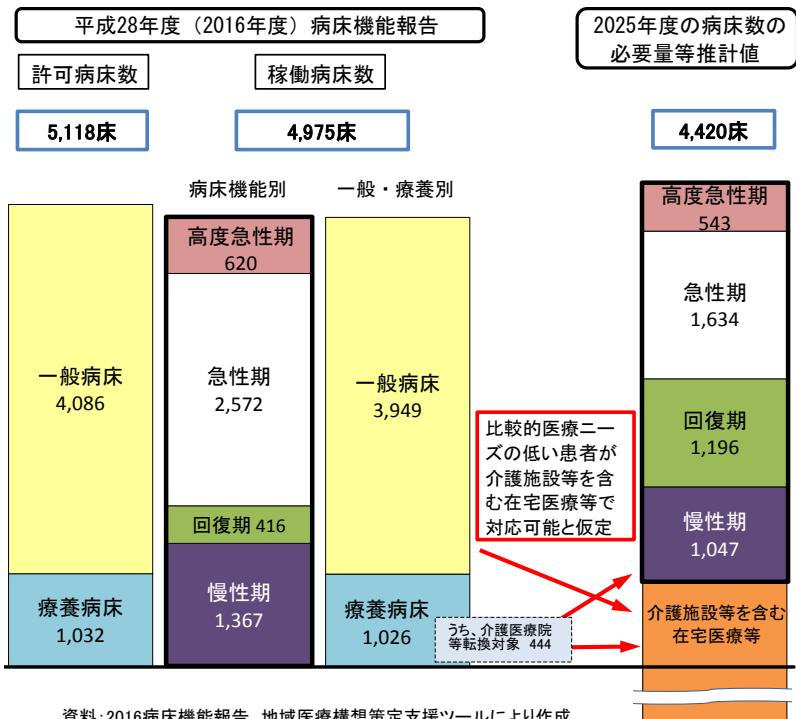


- ・長野区域の全体の入院患者数は平成42年(2030年)頃にピークを迎える見込みですが、増加は2013年から1割弱程度に留まる見込みです。
- ・65～74歳の入院患者数は減少傾向のあと、平成42年(2030年)頃から再び上昇する見込みです。
- ・75歳以上の入院患者数は平成42～47年(2030～2035年)頃にピークとなる見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- ・平成37年度(2025年度)に必要と推計される病床数は4,420床です。
- ・「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は4,322床です。（○ページ参照）



<病床機能報告による現状>

- ・平成28年(2016年)7月1日現在の許可病床数は一般病床4,086床、療養病床1,032床、合計5,118床です。
- ・許可病床のうち、稼働している病床は一般病床と療養病床を合わせて4,975床です。
- ・療養病床のうち、平成35年度(2023年度)末までに介護医療院等への転換対象となっている病床が444床あります。

医療・介護提供体制の現状と課題

(現状)

- 三次救急を担う救命救急センターなど、他の区域の地域がん診療病院と連携している地域がん診療連携拠点病院を有しているなど、他の区域を含めた三次医療や高度医療を担っています。

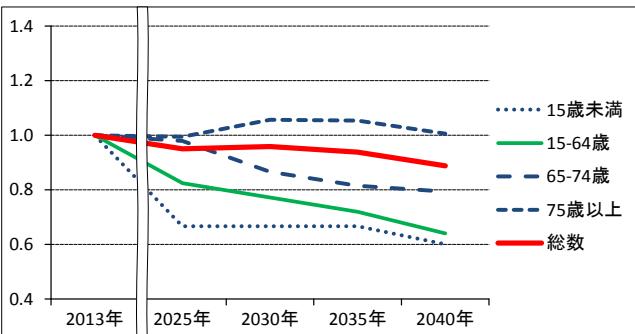
(課題)

- 回復期の入院医療については上小区域への流出がみられるところであり、区域内において一定程度の回復期機能の充実が必要です。
- 病床を効率的に運用していくため、在宅医療や介護など、患者の退院後の受け皿を充実していくことが必要です。
- 在宅医療推進の方針がある中、介護施設や介護職・看護職の人材が不足するとともに、在宅医療を担う医師や医療機関の負担が増加しています。

北信構想区域

中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村（6市町村）

区域内に住所を有する入院患者数の推移の見込み（H25(2013)年を1とした場合の変化率）

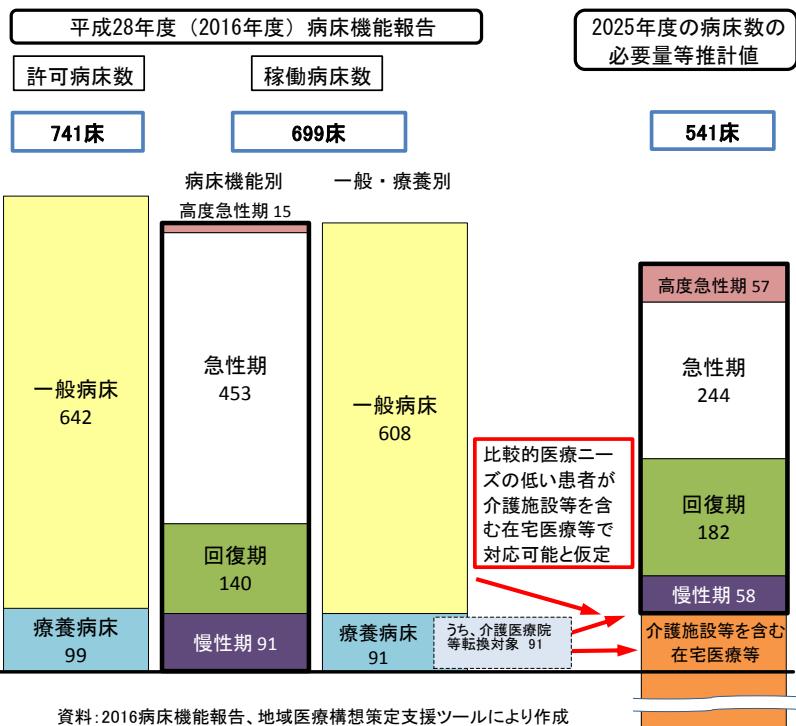


- 北信区域の全体の入院患者数はゆるやかな減少傾向が続く見込みです。
- 75歳以上の入院患者数のピークは平成42年（2030年）頃の見込みです。

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により作成）

平成37年度（2025年度）の病床数の必要量の推計

- 平成37年度（2025年度）に必要と推計される病床数は541床です。
- 「高度急性期は医療機関所在地ベース、急性期・回復期・慢性期は患者住所地ベース」の場合は644床です。（○ページ参照）



医療・介護提供体制の現状と課題

（現状）

- 救急医療は県内で最も搬送に時間を要しており、特に飯山市以北の1市3村は特別豪雪地域であり、冬期は移動に要する時間距離が大幅に増えることから、住民に身近な地域における医療の確保が欠かせない状況です。
- 高齢単身世帯の増加や核家族化等により家庭の介護力が低下する中で、住居が点在する中山間地域が多くを占める当区域の在宅医療の確保は容易ではない状況です。

（課題）

- 少子化対策、定住・移住の促進など地方創生の観点から、子供を安心して産み育てられる環境づくりの一翼を担う産婦人科、小児科等の医療の確保が急務となっています。
- 人口10万人当たりの医療従事者数は、医師が154.9人（県平均216.8人）、看護師が902.3人（県平均969.1人）と県平均を下回っており、医療従事者の確保が課題です。

第4節 地域医療構想における施策の方向性

地域医療構想における将来の医療提供体制を実現するための施策の方向性は次のとおりです。

以下の方向性を踏まえた具体的な施策については、本計画の第7編、第8編及び第7期長野県高齢者プランに記載しています。

1 基本方針

(1) 医療提供体制の充実・強化

- 医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。
- 必要に応じ、隣接する構想区域との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指します。

(2) 医療と介護との連携

- 社会全体の変化に対応し、医療・介護が相互に連携し、自治の力を活かした切れ目のない地域包括ケア体制を目指します。

2 施策の方向性

(1) 病床機能の分化・連携

ア 医療機関の連携体制の構築

- 循環器疾患や難治性がん等に対する専門的な医療の提供については、全県及び隣接する医療圏との連携体制の強化を図ります。
- 信州大学医学部附属病院や県立こども病院等が担っている全県を対象とした三次医療については、今後とも維持・充実を図っていきます。
- 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供するため、急性期を脱した後、重度の合併症や後遺症のある患者が救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制や、介護施設・在宅で療養を行う際に医療及び介護サービスが相互に連携できる体制を整備します。
- 病院への患者の集中を防ぐため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を推進します。
- 病院間及び病診連携の強化を図るため、ＩＣＴを活用したネットワークシステムによる診療情報の共有化を促進します。

イ 地域で不足する病床機能の充実

- 市町村や医療関係者等と地域の病床構成の情報などを共有します。
- 病床機能分化・連携や地域で不足する回復期機能などの病床機能への転換に向けた関係者の自主的な取組を支援します。

(2) 在宅医療等の体制整備

ア 地域包括ケア体制の構築

- 医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携するとともに、近隣住民やNPO等による独自の活動も含め、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供されることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

イ 多様な住まいの整備

- 介護保険施設のほか多様な種類の高齢者向け住まいについて、中長期的な将来の利用見込みに配慮しながら整備を進めます。
- 療養病床から介護医療院等への移行については、構想区域の実情やそれに基づく自治体の要望及び国の制度改正を踏まえ、円滑に進むよう医療機関の自主的な取組を支援します。

ウ 医療と介護との連携

- 可能な限り、住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、入院患者への退院支援から退院後の日常療養支援、在宅療養患者の症状が急変した時の対応、人生の最終段階の看取りまで、医療機関や地域包括支援センター等、行政、医療従事者及び介護従事者が連携して、患者や家族を支援していく体制の構築を目指します。

エ 在宅医療等の提供体制の整備

(ア) 医療・看護

- 24時間体制で、ターミナルケアを含む看取りや急変時対応を実施する医療機関や訪問看護ステーション等の充実を図ります。
- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、介護支援専門員等の多職種の専門性を尊重したチーム医療により、必要な医療・介護サービスが受けられる体制の構築を目指します。

(イ) 歯科

- 医療・介護（福祉）関係者との連携強化を図り、口腔ケア等訪問歯科診療を必要とする在宅療養患者がサービスを適切に受けられる環境の整備を促進します。

(ウ) 医薬

- 患者本位の医薬分業を目指して、すべての薬局が患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導が実施できる「かかりつけ薬局」になるよう推進します。

(エ) 栄養

- 地域における介護予防の取組の充実とともに、多職種連携による食事・栄養の支援ができる体制を目指します。

オ 県民の理解促進

- 県民が知りたい在宅医療の情報（受けられる支援の内容、かかりつけ医のメリット、急変時の対応）等の周知を図ります。

（3）医療従事者・介護人材の確保・養成

ア 医療従事者

- 身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、総合診療を実施できる即戦力医師の確保を図るとともに、医師の育成を進めるなど、医師の絶対数の確保を図ります。
- 看護職員の新規養成への支援、資質の向上・離職防止、再就業促進を図ります。
- 歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士などの人材の確保や資質の向上を図ります。

イ 介護従事者

- 介護従事者の資質向上、キャリア形成等を通じて、介護分野の人材確保・職場定着を図ります。

第5節 地域医療構想の推進・見直し

1 推進体制

医療審議会のほか、各構想区域において地域医療構想調整会議を定期的に開催し、高齢化等による医療需要の変化や各圏域の課題に応じた医療提供体制が構築されるよう、病床数の必要量や在宅医療等の推計結果、病床機能報告、住民のニーズ等を地域の医療機関、自治体、介護事業者等が共有し、平成37年（2025年）に向けて自主的な取組を推進します。

また、調整会議で議論した内容に関する医療機関等の自主的な取組に対しては、県が地域医療介護総合確保基金等を活用し支援していきます。

2 関係機関などに期待される役割

地域医療構想を推進するに当たり、県が主体的に取り組むほか、市町村、医療機関、医療従事者、医療関係団体、介護サービス事業者、介護従事者、医療保険者、そして県民も積極的に参加することが期待されます。

（1）県

医療や介護に関する国の動向や地域の情報などの収集・提供、広域的な視点に立った関係機関等との連携の促進、施策の実施に取り組みます。

（2）市町村

地域包括ケア体制の実現のため、県、医療機関や介護サービス事業者などと連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組むことが期待されます。

（3）医療機関・医療従事者・医療関係団体

地域の患者の動向や病床機能報告等の情報を共有し、人口減少や高齢化等に伴う疾病構造の変化に対応した過不足のない医療提供体制の構築に努めることが期待されます。

（4）介護サービス事業者・介護従事者

医療機関や関係団体等との連携強化により、地域包括ケア体制の構築に努めることが期待されます。

（5）医療保険者

加入者の受療行動のデータ分析等を活用して、加入者の健康づくりや適切な受療行動の啓発に努めることが期待されます。

（6）県民

限られた医療資源を有効に活用していくため、病院への患者の集中やそれに伴う病院勤務医の疲弊といった課題を理解し、かかりつけ医を持つなど、適切な受療行動に努めることが期待されます。

3 地域医療構想の見直し

県内の医療提供体制の状況や国の動向（療養病床の見直し、診療報酬改定等）、国による推計データの提供状況などを踏まえ、将来的に医療提供体制が大きく変化する場合や医療計画の改定時などに、必要に応じ地域医療構想の見直しを行います。